

随意契約理由書

| | |
|--------|-----------------------------|
| 件 名 | 令和7年度布引立坑・本山南立坑非常用発電設備点検整備 |
| 契約の相手方 | 株式会社 明電エンジニアリング 関西支社 |
| 根拠法令 | 地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号に該当 |

随意契約の理由

本点検整備業務は、神戸市水道局布引立坑、本山南立坑に設置されている非常用発電設備の点検整備を行いものであり、商用電源が長時間停電する非常時においても確実に運転するよう、非常用発電設備の機能保全を図るものである。

当該非常用発電設備の点検業務は、発電機、原動機、電圧調整器等の主要構成機器の機能点検、消耗状態の調査に、製造業者のみがもつ専門技術知識が必要であり、他社では設備の性能、品質確保、保証することが不可能である。

また、各種センサー、フィルター等の定期的取替部品については、製造業者ごとに部品構成が異なるため、互換性がなく、他社部品を流用することはできない。

当該非常用発電設備の製造業者である株式会社明電舎は神戸市水道局の修繕、点検、整備業務について、上記、契約の相手方を唯一認可し、業務移管して業務をさせることとしている。

以上の理由から、本業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記、契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 担当部署 (問合せ先) | 水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 078-361-8351) |
|----------------|------------------------------------|